

松戸市建設工事フレックス工期契約制度の試行について

令和元年 8月 23日

松戸市役所

財務部 契約課

1. 概要

- ・建設業の担い手確保及び働き方改革に向けた取り組みとして、令和元年度から「松戸市建設工事フレックス工期契約制度」(以下、「フレックス工期契約制度」という。)を試行します。
- ・フレックス工期契約制度は、入札公告及び特記仕様書に明記します。

2. 適用

- ・フレックス工期契約制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。
 - ①契約締結後、受注者が一定期間の範囲(余裕期間)内で工事着手日を決定できること。
 - ②契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を求めないこと。
 - ③契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
 - ④工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む)を行わせないこと。

3. 対象工事

- ・本市が発注する工事であって、早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象とする。

※詳細は「松戸市建設工事フレックス工期契約制度試行実施要領」をご覧ください。